

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定によつて、次のように肥料を登録した。

令和五年二月二十七日

広島県知事 湯 崎 英 彦

登録番号	広島県第 一一〇七号	広島県第 一一〇八号
肥料の種類	副産石灰 肥料	副産石灰 肥料
肥料の名称	石灰肥料	粒状けい 酸入りカ キ副産石 灰四二号
保証成分 (%)	アルカリ分 四五・〇	アルカリ分 四二・〇
その他 の規格	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり	含有を許さ れる有害成 分の最大量 及びその他 の制限事項 は公定規格 のとおり
生産業者の 氏名又は 名称及び住 所	ウエストジャパ ン・ロジステイク 株式会社 岡山県岡山市南区 植松四八七番地	丸栄株式会社 広島県広島市中区 十日市町一丁目四 番三一号
登録 年月日	令和四年 六月二九日	令和四年 八月二四日